

要保存

交野市放課後児童会 入会要領



令和7年度



交野市
健やか部子育て支援課

※市の機構改革に伴い、令和7年4月より担当課が青少年育成課から子育て支援課に変更になりました。

目 次

- 放課後児童会の趣旨
- 入会資格
- 児童会の開会日及び時間
- 休会日

1

開設児童会一覧表

2

- 土曜日開設児童会
- 会費・延長使用料
- 育成活動費

3

会費等の減免（減額免除）
制度について

4

入会申請方法

5・
6

- 申請受付期間
- 年度途中の入会申請について

7

- 交野市放課後児童会
入会選考基準について
- 保険

8

- 退会方法
- 退会・出席停止となる
場合
- 育児休業期間の継続入会
（例外）

9

児童会入会にあたって

10・
11

緊急時の対応について

12

時間延長対応について

13

放課後児童会案内図

14・
15

児童会での1日の生活

16

参
考

交野市放課後児童会入会
申請書（様式第1号）記入例

17

放課後児童会の趣旨

市では、保護者が労働等により、放課後に保護者の保護を受けられない児童を対象に、その安全を確保し、適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を助長するため、放課後児童会を実施しています。

入会資格

- ① 本市に居住する小学校または特別支援学校小学部の１年生から６年生までの児童
- ② 保護者が労働・疾病・産前産後・看護・介護等※の事由により、その保護を受けられない児童
- ③ その他市長が入会する必要があると認めた児童

※ 入会資格における労働とは、保護者が月のうち１４日以上就労する状態が３か月以上継続し、１年生については午後２時まで、２年生以上については午後３時まで就労している状態をいいます。

※ 疾病・産前産後・看護・介護等については、体調（病状等）が回復するまでが入会できる期間となります。また、就労されていても、育児休業中で保護者が家庭におられる場合は休会扱いとなり、育児休業終了まで原則、入会できません。（※例外対応有。詳しくは P9へ）

児童会の開会日及び時間

- ① 月曜日から金曜日までは、午後１時から午後６時３０分まで※
- ② 小学校の短縮授業日は、授業終了時刻から午後６時３０分まで
- ③ 土曜日（第４土曜日を除く）及び小学校の休業日（振替休業日、夏・冬・春休み等）は、午前８時３０分から午後６時３０分まで
ただし、午前７時３０分から午前８時３０分の間は早朝見守りを行っています。

※ 月曜日から金曜日までは、午後６時３１分から午後７時まで時間延長対応を行います。（別途延長使用料が発生します。）詳しくは P.13 をご確認ください。

休会日

- ① 日曜日
- ② 第４土曜日
- ③ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ④ １２月２９日から翌年１月３日（学校閉庁日等で日が前後することがあります。）
- ⑤ その他必要と認められる日

開設児童会一覧表

児童会名	開設場所及び住所	電話番号	対象地域
星田児童会	星田小学校内 星田3-33-4	072-891-0096	星田小学校区
郡津児童会	郡津小学校内 郡津4-13-1	072-891-4404	郡津1丁目52・53・55・57～70番、 郡津2～5丁目、幾野6丁目、松塚
郡津児童会分室	郡津児童会分室 私部4-11-8	072-810-2045	幾野1～5丁目、郡津1丁目4～56番 (37～43・52・53・55番を除く)
岩船児童会	岩船小学校内 森北1-25-1	072-893-4602	岩船小学校区
倉治児童会	倉治小学校内 倉治1-15-1	072-892-6100	倉治小学校区
妙見坂児童会	妙見坂小学校内 妙見坂7-20-1	072-893-1401	妙見坂小学校区
旭 児童会	旭小学校内 星田4-18-1	072-893-6336	旭小学校区
藤が尾児童会	藤が尾小学校内 星田北2-45-1	072-893-0240	藤が尾小学校区
私市児童会	私市小学校内 私市9-5-10	072-893-4601	私市小学校区
交野みらい 児童会	交野みらい学園内 私部1-5 4-1	072-892-6201 072-810-2221 072-892-0830	交野みらい学園校区

※各児童会の案内図についてはP. 14～15をご確認ください。

※指定校変更が認められた児童は、通学する学校の児童会に入会することとなります。

土曜日開設児童会

土曜日につきましては、開設場所が下記のとおりとなります。なお、第4土曜日は休会です。

児 童 会 名			4月～9月	10月～翌年3月
星田児童会	旭児童会		旭児童会	星田児童会
郡津児童会	郡津児童会分室	倉治児童会	郡津児童会	倉治児童会
岩船児童会	私市児童会		私市児童会	岩船児童会
妙見坂児童会	藤が尾児童会		藤が尾児童会	
交野みらい児童会			交野みらい児童会	

会費

児童1人につき **月額5,000円**（2人目からは1人につき月額2,500円）

- 児童会事業経費分担金として徴収します。
- 生活保護世帯、就学援助費受給世帯、災害などに遭われて会費の納付ができない世帯については、申請により会費を減免することができます。希望する場合は、会費の減免制度について（P. 4）を参考に申請を行ってください。

延長使用料

児童1人につき **日額100円（月上限1,500円）** 2人目からは1人につき日額50円（月上限750円）

- 実績回数をもとに、翌月27日に会費と合算して口座振替をします。
- 生活保護世帯、就学援助費受給世帯、災害などに遭われて会費の納付ができない世帯については、会費と同様に延長使用料を減免することができます。
- 詳しくはP. 13をご確認ください。

育成活動費（おやつ代・教材費等）

児童1人につき **月額3,000円（別途、自動払込の手数料がかかります）**

- 育成活動費は入会児童のおやつ代・教材費等の実費負担金として徴収しています。
- 育成活動費は全児童対象となっています。
- 育成活動費の減免制度はありません。

会費・延長使用料・育成活動費の納付は自動払込（口座振替）（ゆうちょ銀行のみ）でお願いしています。

自動払込（口座振替）日：**毎月27日（休業日の場合は、翌営業日）**

（引き落としができるよう、前日までに口座に必要な金額を入金してください）

会費及び延長使用料の減免（減額免除）制度について

減免制度を受けることができる世帯（＝減免制度対象世帯）と会費及び延長使用料（＝会費等）の減免内容については、下表のとおりです。

減免制度を申請する世帯は、会費等減免申請書（様式第6号）と共に添付書類を提出してください。

（１） 減免制度対象世帯と減免内容（会費等）

減免制度対象世帯	減免の内容（金額）	申請添付書類
生活保護受給世帯	全額免除	保護受給証明書の写し
就学援助費受給世帯		就学援助費認定名簿により認定します。※
被災その他市長が特別の事情があると認める世帯	市長が別に定める額	会費等の納付が困難であることを証明する書類

※就学援助費受給世帯の減免申請について

就学援助費受給世帯については、教育委員会まなび支援課所管の「就学援助費認定名簿」に基づき、減免の審査を行います。そのため、就学援助費を申請する方は、学校から配布される就学援助申請についての通知文を確認していただき、必ず申請を行ってください。 **未申請の場合、会費等の減免は適用されません**のでご注意ください。

就学援助費受給世帯における減免の**仮決定制度**について

交野市では、就学援助制度の受給認定を7月頃に行います。認定前に児童会会費等の減免申請をする場合、**仮決定**として認定月まで会費等を免除します。

ただし、就学援助費受給認定が否認定となった場合は、仮決定期間月分の会費（月額5,000円）及び延長使用料（実績払い）を追加徴収いたします。ご了承ください。

（２） 減免申請方法

- 児童会の入会申請書類一式のうち、会費等減免申請書（様式第6号）に必要事項を記入し、証明書類とともに子育て支援課へ提出してください。減免の可否を審査し、減免決定・仮決定・却下通知書を送付いたします。
- 会費等の減免は、新規入会申請受付時（毎年1月）から3月末までに申請された場合は、4月の新年度当初から、4月以降に申請された場合は、対象要件が認定された月分からの適用となります。

例 ①4月に減免申請書を子育て支援課に提出→4, 5, 6月は**仮決定**→7月に就学援助費の受給**認定**→7月分から会費等減免適用（4月から7月分も減免となります。）
②4月に減免申請書を子育て支援課に提出→4, 5, 6月は**仮決定**→7月に就学援助費の受給**否認定**→4月から7月分の会費等を納入

（３） 備考

- 減免申請は、入会申請と同じく毎年申請する必要があります。
- 減免申請書は、減免申請する**児童1人につき1通**提出してください。ただし、申請添付書類は各世帯につき1通で結構です。
- 児童会入会中に減免制度対象世帯から外れた場合は、否認定日から減免対象ではなくなるため、速やかに子育て支援課まで届け出てください。

入会申請方法

令和6年12月2日（月）より入会申請書類一式を青少年育成課及び各児童会にて配布します。
児童会入会を申請する方は、下記の書類を青少年育成課（R7.4月以降は子育て支援課）に提出してください。

NO.	提出書類	全員	該当者のみ
(1)	申請時提出物チェックシート	○	
(2)	交野市放課後児童会入会申請書（様式第1号） 誓約書（裏面）←※記入漏れ注意	○	
(3)	就労証明書 又は 申告書（就労以外の事由による証明欄） ※きょうだいで入会する場合は、学年が下の児童に1部添付してください。	○	
(4)	口座情報報告書（注1） ※新規入会・口座変更の方のみ、ご提出ください。		○
(5)	交野市放課後児童会会費等減免申請書（様式第6号） ※会費等の減免申請をする場合は、ご提出ください。		○
(6)	【交野市放課後児童会】配慮が必要な児童について（保護者聞き取りシート） ※児童に特別な配慮が必要な場合は、ご提出ください。		○
(7)	食物アレルギーに関する調査票（放課後児童会） ※食物アレルギーがある場合は、ご提出ください。		○

※入会申請書類の様式は交野市ホームページからもダウンロードできます。

（注1）

- 口座情報報告書は、子育て支援課の事務手続きにのみ使用します。
- 児童会への入会が決定した児童には、別途、入会決定時に「自動払込利用申込書」を配付しますので、子育て支援課が指定する期日までに、ゆうちょ銀行にご提出ください。（この提出をもって、会費等支払いの手続きが完了します。）
- 上記の「自動払込利用申込書」には、「口座情報報告書」と同じ内容（口座情報）を記入してください。（提出時期が異なりますので、必要に応じて、口座情報報告書の写真を撮影しておく等の対策をお願いします。）

※オンライン申請

放課後児童会の入会申請は、オンラインでも申請ができます。以下の方法のうちご自身に合った方法で申請してください。

- (1) 紙ベースの申請書等に記入・作成したものまたはデータを入力した申請書等を印刷したものを撮影し、画像データをオンライン申請フォームに添付して提出する。
- (2) 申請書のデータをダウンロードし、入力したものをオンライン申請フォームに添付して提出する。

オンライン申請はこちら
(受付開始日から利用できます)



提出書類の記入をする際の注意事項

(2)交野市放課後児童会入会申請書（様式第1号）

記入例（P. 17）をご参照ください。

(3)就労証明書 又は 申告書（就労以外の事由による証明欄）

以下の注意事項をご確認ください。

① 就労証明書（就労の事由で入会申請を行う場合に提出）

- 単身赴任等で別居中の方も就労証明書等の提出は必要です。
- 育児休業取得中または取得する方は、「9. 育児休業の取得」欄への記入を、事業所の方に依頼してください。その期間、児童会は休会扱いになります。（※例外対応有。詳しくはP9へ）
- 自営業の方は、個人事業の開業届出書（税務署の受付印有）、営業許可書、確定申告書（税務署の受付印有、電子申請の場合は受付時の印字有）のいずれかの写しを添付してください。

② 申告書（就労以外の事由による証明欄）（就労以外の事由で入会申請を行う場合に提出）

- **就職活動（求職中）**
原則、児童会の入会はできません。ただし、「①就職活動誓約書」欄を記入のうえ、3か月以内に就労することを条件に入会受付を行います。
- **産前産後**（出産予定日の前後8週間登会することができます）
「②出産」の欄を記入し、母子手帳（出産予定日または出産日が記載されたページ）の写しを添付してください。
- **疾病**
「③疾病、看護、介護証明」の「疾病」欄及び証明欄に医師の署名等が必要です。
- **看護・介護**
「③疾病、看護、介護証明」の「看護・介護」欄及び証明欄に医師の署名等が必要です。
- **在学・職業訓練等**
「④その他」欄に在学等の内容を記入の上、通学証明書または入学決定書及びカリキュラムの写しを添付してください。

(4)口座情報報告書（新規入会及び口座変更の方のみ）

- 指定できる金融機関は、ゆうちょ銀行のみです。
- 口座情報報告書の内容（口座情報）と、入会内定後にゆうちょ銀行に提出する「自動払込利用申込書（P.5の注1を参照）」の内容（口座情報）に変更が生じる場合は、必ず子育て支援課までご連絡をお願いします。
- 自動払込利用申込書は申込児童1人につき、会費等用と育成活動費用の各1部提出が必要です。

(5)会費等減免申請書（様式第6号）※該当者のみ

- 減免申請をする場合は、必ず会費等減免申請書（様式第6号）裏面の「就学援助費認定名簿確認に係る同意書」に署名をお願いします。

申請受付期間（R7年4月からの一斉受付期間は終了しました。）

受付期間：令和7年1月7日(火)～1月12日(日) **期日厳守**

- 上記の期間終了後は随時受付となり、児童会の空き状況により入会受付を行います。
- 郵送での受付は行っておりません。
- 提出書類に不備、記入漏れがあると受付できませんのでご注意ください。
- オンライン申請は、24時間受付できますので、ご活用ください。

新1年生及び新たに児童会に入会希望の方

新規申請受付		時 間	場 所
平日	1月7日(火)～10日(金)	9:30～20:00	青少年育成課
	1月11日(土)、12日(日)	9:30～12:00	

現在、児童会に登会されている方※1

継続申請受付		時 間	場 所
平日	1月7日(火)～10日(金)	9:30～20:00	青少年育成課
		13:00～18:30	各児童会
	1月11日(土)	9:30～12:00	青少年育成課
		8:30～18:30	各児童会※2
	1月12日(日)	9:30～12:00	青少年育成課

※1 児童会で受付ができるのは、令和7年3月末まで在籍予定（育児休業で休会中を含む）の新2年生～新6年生です。

※2 1月11日(土)は、土曜日開設している星田児童会、岩船児童会、倉治児童会、藤が尾児童会及び交野みらい児童会にて受付を行います。

年度途中の入会申請について（随時受付中）

- 一斉受付期間以外に入会申請をする場合は、入会申請書類一式を子育て支援課に提出してください。年度途中の入会申請は随時受付となり、児童会の空き状況※3により入会受付を行います。
- 書類を提出後、審査のため、**入会までに約2週間必要**です。なお、入会日までに児童会での入会説明会を受けていただきます。
- 月の途中入会は可能ですが、**会費及び育成活動費の日割りはありません**。

※3 入会選考基準表に基づいて審査を行います。が、**定員に空きがない場合は、入会をお待ちいただくことがあります**。

交野市放課後児童会入会選考基準について

放課後児童会の入会は下表に基づき、点数の高いものから優先し、同点の場合は申し込みの順とします。

児童の状況		基準
学年	低学年（１・２年生）	１５
	中学年（３・４年生）	７
	高学年（５・６年生）	１
調整	障がいを持っている※	＋３
	ひとり親家庭	＋１
	生活保護受給世帯	＋１
	会費等を滞納した世帯	－２
その他	その他市長が必要と認める場合	—

※ 障がいを有しているとは、以下の児童を対象とします。

- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳を所持している児童
- ② 特別児童扶養手当受給対象児童
- ③ その他、指導上①・②と同様の状況であると認められた場合

保険

交野市放課後児童会傷害及び賠償責任保険に加入しています。詳細は次のとおりです。なお、児童会での事故等については、市加入の下記保険範囲内での対応となります。

（１）傷害保険

放課後児童会での傷害事故に対し適用されます。

【補償内容】

- ① 通院１回につき２,０００円
- ② 入院１日につき３,０００円
- ③ 死亡・後遺障害５,０００,０００円
- ④ 事故の日から１８０日以内に請求。また、給付は９０日が限度。

（２）施設賠償責任保険

施設管理上の責任による事故での傷害に対し適用されます。

身体障がい・死亡にかかる事故について、１名１事故につき、１億円を限度とします。

退会方法

- 交野市放課後児童会退会届出書（様式第9号）に記入の上、退会を希望される月の月末までに必ず子育て支援課または児童会に提出してください。提出が翌月になる等遅れた場合、会費等の費用が発生します。

（例：8月末退会の場合、8月末までに提出）

- 届出書は子育て支援課、児童会または交野市ホームページから入手できます。
- 口頭での退会は認められません。

退会・出席停止となる場合

入会児童またはその保護者が次の行為をおこなった場合、退会または出席停止となります。

- ① 退会届を子育て支援課または児童会に提出した場合
- ② 入会児童の児童会入会資格がなくなった場合（保護者が仕事を辞めたとき等）
- ③ 児童が正当な理由なく月のうち14日以上欠席し、それが3か月継続したとき。
- ④ 児童が正当な理由なく休日を除く30日間連続して欠席したとき（習い事などでの欠席は正当な理由とは認められません）。ただし、けが・病気などでやむを得ず長期欠席する場合は、休会となります。
- ⑤ 保護者が3か月分以上会費又は延長使用料を滞納したとき。
- ⑥ 保護者が児童会に関連する申請書類に虚偽の記載を行ったとき。また届出の義務を怠ったとき。
- ⑦ 児童が他の児童の良好な利用を妨げるような行為を繰り返しおこなったとき。
- ⑧ 児童及び保護者が児童会指導員及び子育て支援課の必要な指示に従わなかったとき。
- ⑨ その他退会・出席停止が必要と認められる行為を行ったとき。

育児休業期間の継続入会（例外）

保護者が入会児童の下の子どもの育児休業を取得する場合は、家庭内での児童の保育が可能であると判断できるため、原則、その期間は児童会に入会することができません。

ただし、既に児童会に入会している児童で、児童の環境変化が好ましくない等の理由から、保護者が特に希望する場合は、例外的に育児休業期間の継続入会を認めることとしています。

なお、育児休業期間の継続入会には、手続きが必要となりますので、育児休業開始までに「継続入会申出書（勤務先事業所の証明が必要）」を、児童会又は子育て支援課に提出してください。

児童会入会にあたって

学校への連絡について

児童が児童会に通っていることを学校（担任の先生）に連絡してください。



経路の確認について

自宅から児童会までの通会路を保護者等の主なお迎えの方とで歩いて確認しておいてください。

お子様との登会日の確認について

児童会に登会すべき日に、お子様が誤って帰宅してしまうことがないように、日頃から、お子様との登会日の確認をお願いします。

お迎えについて

- 児童の安全確保の観点から、保護者の方がお迎えに来ていただきますようお願いいたします。また、開会時間は午後6時30分までです。午後6時31分から7時までは時間延長対応となります。（別途延長使用料がかかります。） **時間厳守**でお願いします。
- **学校への自家用車の乗り入れは原則禁止**となっています。学校内、学校敷地内にある児童会につきましては、なるべく、徒歩や自転車等でのお迎えをお願いします。
- やむを得ず、車でお迎えに来られる方は、学校への乗入れ（下校時間前は不可）には十分注意していただき、また、学校周辺にも迷惑がかからないようお願いいたします。
- 校門前には絶対に駐車しないようにお願いします。

保護者の在宅時について

保護者の方が週休日等でご在宅時は、お子様とのふれあいを大切にするためにも、できるだけ一緒に過ごしてください。



児童会への連絡（欠席・早退等）について
児童会への連絡については、入会時にお渡しする連絡帳、または電話にて必ず連絡してください。

※欠席時のおやつの提供はありません。

（例）

- 児童会を欠席、または早退するとき。当日緊急に欠席する場合も必ず連絡してください。
- 児童が体調不良のとき
- お迎えに来る人が代わるとき



生活習慣について

児童会の事業は、放課後の児童の安全を守ることを主な目的として行っています。

児童会では、異年齢の集団生活となりますので、基本的な生活習慣のうち、特に食事、排泄、着脱衣の自立等はできるように、ご家庭にて指導に努めていただきますようお願いいたします。



入会時に用意していただく物

持ち物には、必ず名前を書いてください。児童会や季節によっては、他に用意していただく物がある場合があります。

- タオル
- 雑巾
- 着替え一式



昼食について

給食のない日(土曜日・長期休業日・短縮授業日・その他休業日)は、お弁当を持たせてください。特に、梅雨や夏季等の保冷等の対策もご家庭でお願いします。長期休業期間中は、登録事業者による配食サービスも利用できます。



宿題について

宿題をする時間は取りますが、内容の確認はご家庭で行ってください。指導員が勉強の指導を行うことはありません。



児童の健康管理について

- 児童の健康管理については、ご家庭で観察していただき、風邪など体調不良の場合は、児童会に連絡してください。また、指導員も十分注意し、異常がある場合は対応しますが、まずはご家庭で様子を見ていただき、無理のないようお願いいたします。
- 入会児童が、学校伝染病などにより学校を出席停止となった場合は、医師の診断により学校登校の許可が出るまで、児童会も休会（出席停止）していただくことになります。



緊急時の対応について

ここでは緊急時対応の一部を取り上げています。詳細は、児童会への入会が決まってから配布する児童会危機管理マニュアルをご確認ください。また、学校から配布される緊急時の対応も併せてご確認ください。

【台風等】

児童の安全を確保しつつ、以下の対応となります。

ここでは、**大阪府全域または東部大阪地方・交野市に暴風警報または特別警報**が発令された場合のみの対応について記載しています。

警報発令に伴い、 <u>小学校が臨時休校</u> となったとき	児童会も 臨時休会 となります
<u>通常授業時に発令</u> されたとき	集団下校のため、児童会も 臨時休会 となります。
放課後または、放課後児童会開会時間の <u>13時以降に発令</u> されたとき	<u>発令時点で臨時休会</u> となり、以降の児童の受入れはできません。 <u>登会している児童については速やかにお迎えをお願いします。</u> それぞれの児童会で対応が異なりますが、基本的に児童会内等安全な場所への避難誘導した後、保護者のお迎えを待ちます。 ※郡津児童会分室は状況を見つつ、旧交野みらい小学校（郡津1-43-1）へ避難誘導します。
学校休業日	児童会のみ対応となり、臨時休会等、発令時間によって異なります。

※ ご家庭におかれましても、日頃よりお子様と緊急時の対応方法や避難先について、十分に話し合ってくださいようお願いします。

【安全確保について】

不審者等に対しては、学校と連携し、安全確保に努めています。保護者の皆様もお迎えの際に、門を確実に閉めてもらうなど、ご協力をお願いします。

【学級閉鎖について】

インフルエンザ等により臨時休業となった場合、臨時休業となった学級または学年の対象児童は自宅待機（学校と同じ対応）となり、児童会も休会してください。

【児童会中の病気・ケガについて】

- 児童会開会中に病気・ケガをした場合は、症状により保護者に連絡した後、軽いケガの場合は応急処置を行い、緊急時は病院に搬送する場合があります。
- 指導員は児童に対し、服薬をはじめ、医療行為を行うことはできません。
- 緊急時に備えて、日常的に必ず連絡がとれるようにしておいてください。

時間延長対応について

通常開会時間：午後1時00分から午後6時30分まで

時間延長対応：午後6時31分から午後7時00分まで（別途、延長使用料が発生します。）

土曜日の時間延長対応はありません。

※お迎えが午後6時31分以降となりますと、使用予定の有無に関わらず、延長使用料が発生します。

※時間延長使用者が帰られた時点で児童会は閉室します。

延長使用料

児童1人につき **日額100円（月上限1,500円）** 2人目からは日額50円（月上限750円）

※放課後児童会会費等減免決定者については、延長使用料も減免いたします。

お支払い方法 実績回数をもとに、翌月27日に、会費と合算して口座振替をさせていただきます。

例：4月に時間延長を3回使用した場合・・・延長使用料100円／回×3回＝300円

5月27日口座振替 5月会費5,000円（当月払い）＋4月延長使用料300円（翌月実績払い）＝5,300円

使用条件

就労及び通勤に要する時間並びに通院等により、午後6時30分までのお迎えが難しい場合

使用方法

あらかじめ予定が分かっている場合

事前準備

各児童会に設置している「延長使用届出書兼実績確認書」を、使用予定の前月25日（休会日の場合は翌開会日）までに児童会へ提出してください。（それをもとに指導員体制を決めるため、必ず締切までにご提出ください。）

使用当日

各児童会でお預かりしている「延長使用届出書兼実績確認書」にお迎えの時間をご記入いただき、指導員と確認をしてください。

- お迎えの時間は、お子様が待機している児童会室へ入室した時間を基準とします。
- 児童会室には電波時計を設置しますので、そちらの時間をご記入ください。
- 午後7時には閉室しますので、それまでに全員がご退室いただきますようお願いいたします。
- 午後7時を超える時間でのお迎えがあった場合は、次回以降の時間延長対応の使用を認めません。ファミリーサポートセンター等の活用をお願いします。

急遽時間延長を希望する場合

当日午後6時30分までに各児童会へお電話ください。

「延長使用届出書兼実績確認書」をご提出いただいていない場合は、お迎えのときに「延長使用届出書兼実績確認書」に実績等をご記入いただき、指導員と確認をしてください。

■公共交通機関の遅延のとき■

電車等などの遅れのため（公共交通機関の遅延証明がある場合に限る。）止むを得ずお迎えが遅れた場合は、時間延長使用の対象外とします。その場合、当日お迎えの際にスマートフォン等で遅延証明を指導員にご提示いただく必要があります。（延長使用料は発生しません。）

なお、車の渋滞等による遅延は認められませんのでご注意ください。（延長使用料が発生します。）

予定が変更になった場合

「延長使用届出書兼実績確認書」提出後に、使用予定が変更になった場合は、必ず指導員にお伝えください。（連絡帳・電話・お迎え時の声かけ等）

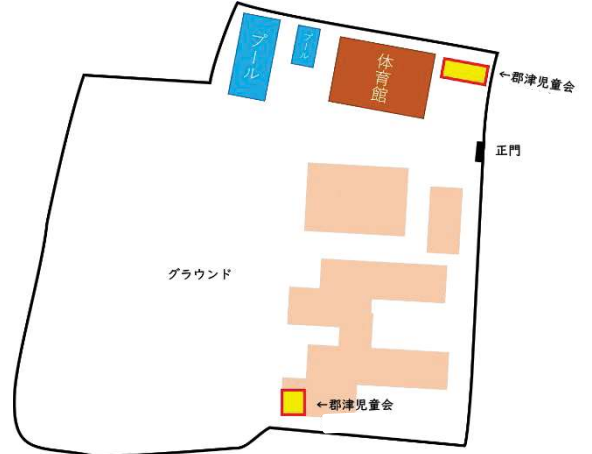
時間延長使用を予定していたが、午後6時30分までにお迎えが間に合った場合は、時間延長使用がなかったとみなし、延長使用料は発生しません。但し、この場合も、指導員とお迎えの時間の確認をしてください。

放課後児童会案内図

星田児童会



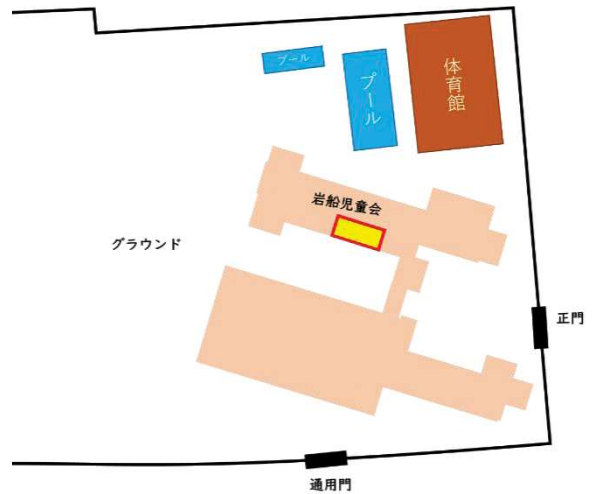
郡津児童会



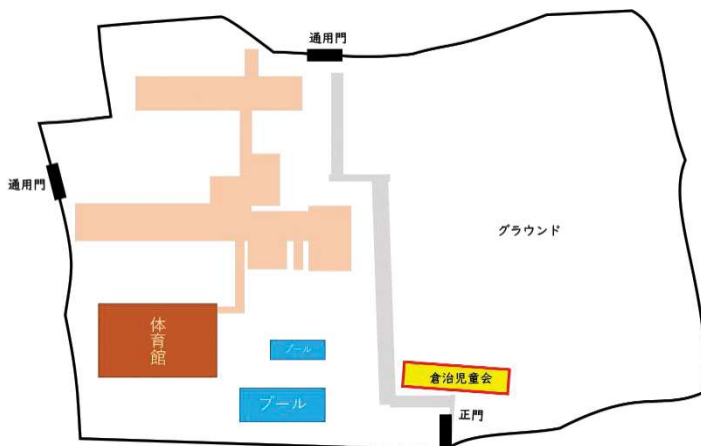
郡津児童会分室



岩船児童会



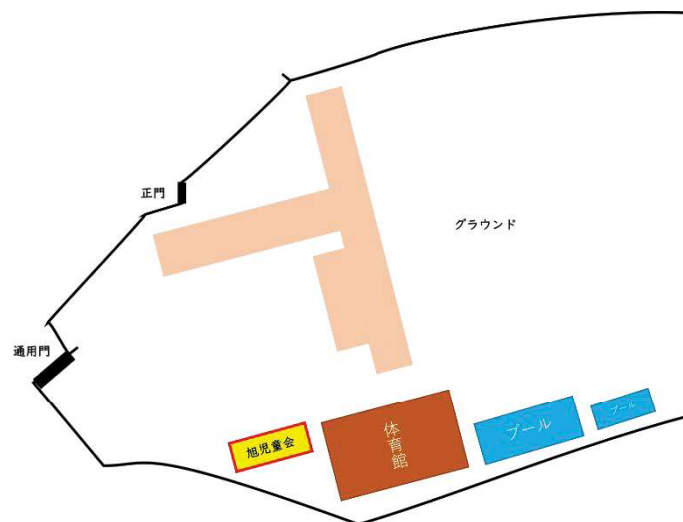
倉治児童会



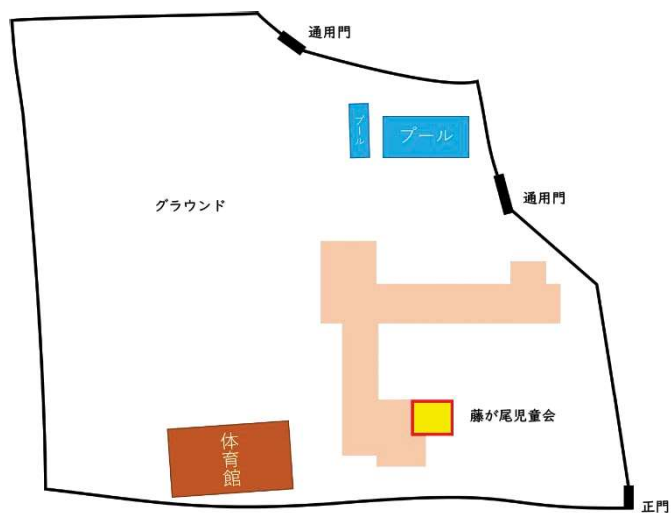
妙見坂児童会



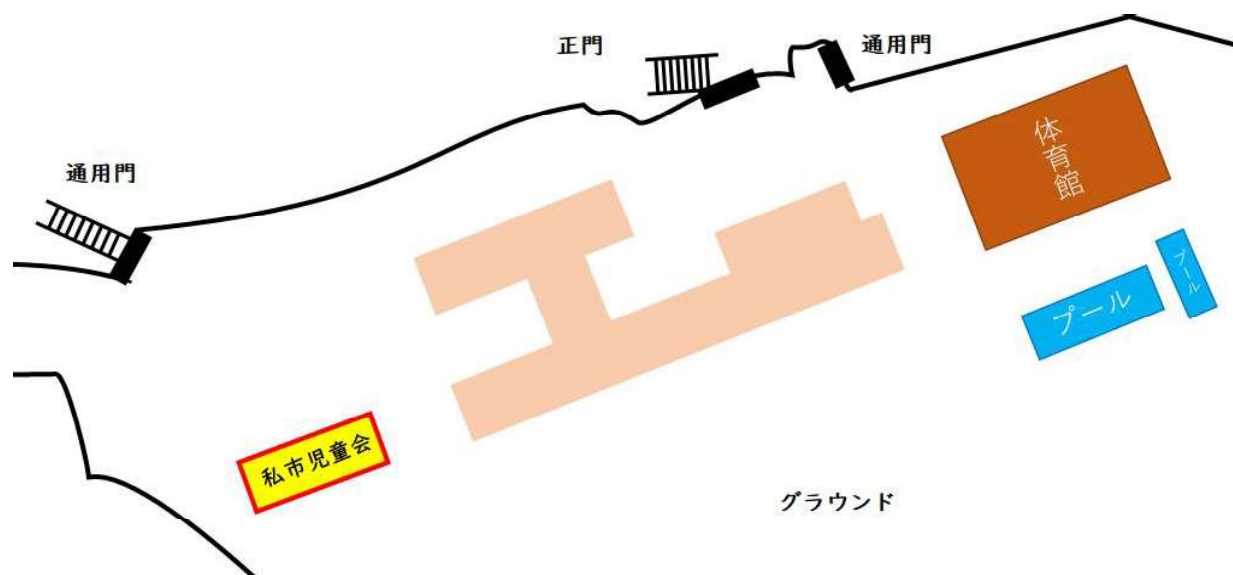
旭児童会



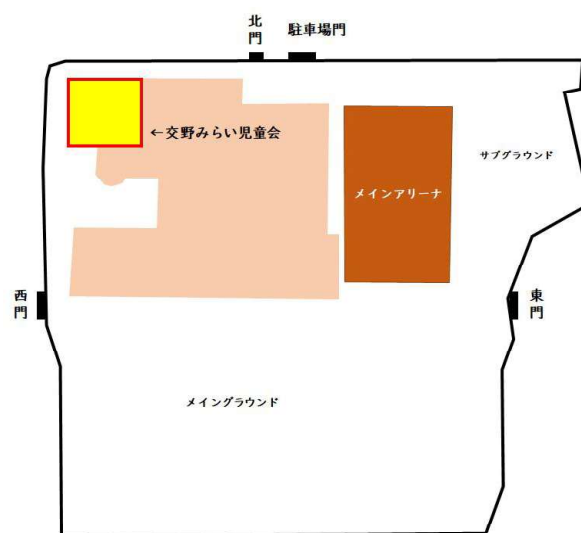
藤が尾児童会



私市児童会



交野みらい児童会



電話番号・住所についてはP. 2をご覧ください。

児童会での1日の生活

平日（月曜日～金曜日）の基本的なプログラム

13:00	児童会開会
13:30～15:00	児童登会
15:00～16:30	宿題・勉強の時間 終了後は室内または外遊び おやつ準備・おやつ
16:30～	保護者のお迎え（随時）まで室内または外遊び
18:30	児童会閉会
18:31～19:00	時間延長対応（別途延長使用料がかかります。）

土曜日や学校休業日のプログラム

7:30～8:30	早朝対応（児童見守り時間帯）
8:30～	児童会開会
9:00～10:00	宿題・勉強の時間
10:00～12:00	自由遊び 室内または外遊び
12:00～13:00	昼食
13:00～15:30	自由遊び 室内または外遊び
15:30～16:30	おやつ準備・おやつ
16:30～	保護者のお迎え（随時）まで室内または外遊び
18:30	児童会閉会
18:31～19:00	時間延長対応（別途延長使用料がかかります。） ※土曜日の時間延長対応はありません。

※プログラムは一例です。児童会によって時間経過やプログラム内容は異なります。

記入例

交野市放課後児童会入会申請書

交野市長

申請者記入欄	申請日 ふりがな	令和〇年〇月〇日 かたの ちちお
	氏名	交野 父男
	住所	〒 576 - 0062 交野市 秘部2-29-1
	電話番号	090 (1234) 5678

次のとおり入会の申請をします。

入会希望日	令和〇年 4 月 1 日
※ 卒業生中の入会以外は「4月1日」としていただきます。（別添で「個人入会」ください）	
入会児童	ふりがな 氏 名
年 月 日	交野 太郎
生 年 月 日	平成●年 7 月 7 日
※ 昭和暦で「7月7日」ください	

[illegible]

※保護者に限り、単身赴任等で同居していない場合もご記入ください。		緊急連絡先	緊急連絡先 郵便先・学校等 新幹先等電話番号	平均帰宅時間
氏名	年齢	性別	職業	時 分
父 父男	40 歳	父	●●商社 090 (1234) 5678	2 19 00
母 母子	40 歳	母	スーパ－▲▲ 072 (111) 1111	1 17 30
姉 姉美	14 歳	姉	■中学校 072 (333) 3333	18 00
弟 弟太郎	4 歳	弟	●▲こども園 072 (444) 4444	17 30
祖父 祖父郎	75 歳	祖父	高齢のため在宅 ()	3
祖母 祖母子	73 歳	祖母	高齢のため在宅 ()	4

健康保険証 記号・番号	記号123 番号456	お迎えにくる保護者	交野母子（結核 母）	17 時 30 分
入室について、健康面や精神面等、注意すべきことがあれば、健康面や精神面について記入してください。		※児童生活相談会では19時まで、児童生活相談会の子供の受け入れは19時までです。		

管理情報欄		事務局記載欄		入会日	月	日	説明会日程	月	日	時	分
④ アレルギーマシ、持病、発作等	なし ☒ あり ☐	ありの場合は、別紙「食物アレルギーに関する調査票」を記入してください。 ② 障がい等 ☒ 以下に該当しない ☐ 身体障がい手帳又は障害手帳を所持している。 ☐ 特別児童福祉手当又は受給対象である。 ☐ 支障手帳に通っている、又は通う予定である。 ☐ 医師に掛かっている。 ☐ 障害・就労援助相談をしている。 ☐ その他（ ）	アレルギーマシ面談日程	月	日	時	分	児童要確認欄（指導員用）			
		配属児童面談日程	月	日	時	分					

御定

- [illegible]

中朝三田豐京師領國臣知事田中十郎重忠、我公、足利朝三豐長山爲田中一守の臣、早苗重忠の

「入会希望日」が属する年度に、認定こども園等に「教育・保育給付認定（２・３号認定）」又は「施設等利用給付認定（新２・３号認定）」で在園（又は入園申請）するきょうだいがいる場合は、本児童会会申請においては、就労証明書の提出を省略することができず、（きょうだいの認定こども園等に係る利用手続きで、本市こども園課に提出している（又は今後提出する）就労証明書を子育て支援課が確認するため。

こちらの欄は、上記の就労証明書提出の省略を希望する場合のみ、記入してください。

[illegible]

上記に於て

令和〇〇年〇月〇日

送 所 交野市 秘部2-29-1 交野 父男

《記入にあたっての注意事項》

- 1 知れぬ
- 2 知れぬ
- 3 知れぬ
- 4 知れぬ
- 5 知れぬ
- 6 知れぬ
- 7 知れぬ
- 8 知れぬ
- 9 知れぬ
- 10 知れぬ
- 11 知れぬ
- 12 知れぬ
- 13 知れぬ
- 14 知れぬ
- 15 知れぬ
- 16 知れぬ
- 17 知れぬ
- 18 知れぬ
- 19 知れぬ
- 20 知れぬ
- 21 知れぬ
- 22 知れぬ
- 23 知れぬ
- 24 知れぬ
- 25 知れぬ
- 26 知れぬ
- 27 知れぬ
- 28 知れぬ
- 29 知れぬ
- 30 知れぬ
- 31 知れぬ
- 32 知れぬ
- 33 知れぬ
- 34 知れぬ
- 35 知れぬ
- 36 知れぬ
- 37 知れぬ
- 38 知れぬ
- 39 知れぬ
- 40 知れぬ
- 41 知れぬ
- 42 知れぬ
- 43 知れぬ
- 44 知れぬ
- 45 知れぬ
- 46 知れぬ
- 47 知れぬ
- 48 知れぬ
- 49 知れぬ
- 50 知れぬ
- 51 知れぬ
- 52 知れぬ
- 53 知れぬ
- 54 知れぬ
- 55 知れぬ
- 56 知れぬ
- 57 知れぬ
- 58 知れぬ
- 59 知れぬ
- 60 知れぬ
- 61 知れぬ
- 62 知れぬ
- 63 知れぬ
- 64 知れぬ
- 65 知れぬ
- 66 知れぬ
- 67 知れぬ
- 68 知れぬ
- 69 知れぬ
- 70 知れぬ
- 71 知れぬ
- 72 知れぬ
- 73 知れぬ
- 74 知れぬ
- 75 知れぬ
- 76 知れぬ
- 77 知れぬ
- 78 知れぬ
- 79 知れぬ
- 80 知れぬ
- 81 知れぬ
- 82 知れぬ
- 83 知れぬ
- 84 知れぬ
- 85 知れぬ
- 86 知れぬ
- 87 知れぬ
- 88 知れぬ
- 89 知れぬ
- 90 知れぬ
- 91 知れぬ
- 92 知れぬ
- 93 知れぬ
- 94 知れぬ
- 95 知れぬ
- 96 知れぬ
- 97 知れぬ
- 98 知れぬ
- 99 知れぬ
- 100 知れぬ

○年利二厘起至五厘爲準，凡出銀票，取利二厘，以爲
○

保護者の皆様へ

放課後児童会の内容について、ご不明な点がございましたら、各児童会の指導員、または子育て支援課までお問い合わせください。また、児童会によって準備物や一日のプログラム・注意事項などが異なる場合があります。入会までに児童会指導員へご確認ください。

児童会での生活の基本は集団生活です。安全確保のためにも、各児童会での決まり事やルールは、守っていただきますようお願いします。また、放課後児童会での時間を楽しく、安全に過ごせますよう、生活習慣におけるしつけ等につきましては、ご家庭で指導していただきますようお願いします。

市では、安全・安心なこどもの居場所づくりとして、児童会指導員をはじめ、関連部署と連携し、安全かつ円滑な児童会運営に努めております。

保護者の皆様におかれましては、お子さまの安全確保及び健全な育成のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

交野市

健やか部 子育て支援課

〒576-0052 大阪府交野市私部2-29-1

TEL 072-810-5820

FAX 072-892-0525

MAIL kosodate@city.katano.osaka.jp

URL <https://www.city.katano.osaka.jp/>